

小林市観光誘客促進事業
こばやし満喫観光クーポン券 取扱要領

平成30年7月11日 小林市観光協会

1 目 的

本事業は、新燃岳及び硫黄山の噴火により減少している観光入込客について、こぼやし満喫観光クーポン券を発行し誘客を図るとともに、市内観光施設や飲食店等への周遊を促し、観光消費の需要を喚起し市内観光関連産業の活性化を図る。

2 事業の概要

- (1) 名 称 こぼやし満喫観光クーポン券
- (2) 発 行 者 小林市観光協会
- (3) 発行総額 3, 800, 000円
- (4) 発行内容 1セット4枚綴り (500円券×4枚)
 - ・観光施設等専用券 2枚
 - ・飲食店専用券 2枚
- (5) 発行総数 1, 900セット
 - ・宿泊クーポン対象者 1, 500セット
 - ・プレゼント当選者 400セット
- (6) 利用期間 平成30年8月1日(水)～平成31年3月3日(日)
- (7) 発行方法 宿泊クーポン対象者 宿泊施設にて発行
プレゼント当選者 郵送にて発行
- (8) 利用店舗 小林市内に施設及び店舗を有する観光施設、飲食店など

3 クーポン券の利用対象にならないもの

- (1) ビール券、図書券、文具券、切手、はがき、宝くじ、印紙、プリペイドカード、電子マネーのチャージなど各種商品券等換金性の高いもの
- (2) たばこの購入
- (3) 電気、ガス、水道等の公共料金の支払い及び国や地方公共団体への税金の納付
- (4) 業務用の仕入れ、手形、買掛金決済等
- (5) 株式、先物、保険等の金融商品や出資に関する支払
- (6) 土地、家屋の購入、不動産(家賃、地代、駐車料等)に関する支払
- (7) 現金との換金
- (8) 公序良俗に反する物品の販売やサービスの提供
- (9) その他、各取扱店舗が指定するもの

4 加盟店舗の申込

(1) 応募資格

小林市内に店舗及び施設を有する事業者であること。

ただし、次の事業者を除く。

- ① 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗営業を行っている者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- ③ [3 クーポン券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等

(2) 申込方法

別紙の取扱加盟店登録申込・誓約書に必要事項を記入し、小林市観光協会までご持参ください。複数店舗を所有している事業所は店舗ごとに申込書を提出してください。

(3) 申込期間

平成30年7月11日（水）～平成30年7月25日（水）

10:00～16:00（土・日・祝祭日は除く）

5 換金手続

(1) 換金方法

加盟店舗は、換金請求書に必要事項を記入の上、登録証と使用済クーポン券を添えて小林市観光協会までご持参ください。

(2) 換金請求期間

平成30年8月6日（月）～平成31年3月8日（金）

10:00～16:00（土・日・祝祭日及び年末年始は除く）

(3) 支払方法

換金請求書の受領日の翌週金曜日までに指定口座へ支払います。

※口座振込にて生じる振込手数料はご負担いただきます。

なお、口座払を原則としますが、現金払を希望される場合には、別途小林市観光協会に申出ください。なお、現金払を希望された場合には、期間を通して現金払での換金となりますので予めご了承ください。

※現金払での換金は、小林市観光協会に受け取りに来てください。

6 加盟店舗の責務

加盟店舗は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 加盟店舗は、ポスターを店頭の利用者が分かりやすい場所に必ず掲示すること。
- (2) クーポン券の額面以下の利用の場合は、クーポン券を受け取る前に利用者に対してお釣りが出ないことを伝えること。
- (3) 汚損したクーポン券の取扱については、そのクーポン券の金額等が確認できる状態であること及び裏面の「取扱加盟店舗記入欄」が記入できる状態でありクーポン券の3分の2以上残っていることが確認できる場合にのみ、サービスや商品等との引き換えを行うこと。
- (4) クーポン券の利用期限（平成31年3月3日まで）以降の利用はいかなる理由があっても受け付けないこと。
- (5) 使用済みのクーポン券には、裏面の取扱加盟店舗記入欄に店舗名を記入の上、換金手続まで保管すること。
- (6) 使用済みクーポン券の換金は〔5 換金手続〕に記載の要領で期限内に手続を行うこと。
※期限後の換金は、いかなる理由があっても対応致しません。
- (7) クーポン券の目的に反する利用や悪用（未使用クーポン券の換金）行為は絶対に行わないこと。
- (8) 事業所間取引でのクーポン券利用及びクーポン券の売買を行わないこと。
- (9) 加盟店舗においてクーポン券の利用対象外となる商品やサービスを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう陳列棚や店頭、チラシ等にその旨を説明すること。
- (10) その他、小林市及び小林市観光協会が実施する当該事業の運営に協力すること。

7 登録の取消

加盟店舗が本取扱要領の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、登録の抹消及び損害金の請求等を行うことがあります。

8 その他留意事項

- (1) クーポン券利用の際の釣り銭は出さないものとします。
- (2) 利用期間中の登録取り消しはできません。

- (3) クーポン券の盗難、紛失、棄損に対して小林市観光協会は、その責任を負いません。
- (4) 加盟店舗の情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、「クーポン券利用店舗」として、リーフレット及び小林市観光協会ホームページ等による広報で利用します。
- (5) 本事業で制作する「クーポン券」の広報広告物及び掲示等による使用に関しては、事前に小林市観光協会に使用申請が必要となります。
- (6) 本取扱要領に記載のない事項及び定めのない事項に関しては、小林市観光協会がその対応を決定します。